

内藤湖南と中国基層社会

谷 川 道 雄

一 序 言

内藤湖南の『支那論』の初版本が刊行されたのは、一九一四年三月のことである。その「自叙」によれば、その前年の十一月十一日から十二月三十日までおよそ五回にわたって口述したものを、一書にまとめて公刊したのであった。

周知の通り、一九一一年十月の武昌蜂起をきっかけに辛亥革命が勃発し、翌年中華民国の誕生を見た。宣統帝は退位して、清朝が勃発し、翌年中華民国の誕生を見た。宣統帝は退位して、清朝がここに命脈を終えた。二千年余の皇帝政治に終止符が打たれ、中国は共和制国家として新たに発足したのである。しかし、革命派は全中国をその掌中に収めるだけの實力を持たず、清朝の覇将であった袁世凱に臨時大總統の地位を譲る結果となった。袁世凱は、国民党の領袖宋教仁を暗殺し、国会を無視して列強と大借款を結ぶなど、急速に独裁体制を強めてゆく。一九一三年七月、

これに抵抗して起こされた所謂第二革命は、惨敗に終わった。翌一四年一月には、袁世凱は国会を解散し、次いで臨時約法を廃止した。独裁政治の行きつくところは、袁の皇帝即位であった。それは結果として実現を見なかったが、共和制中国はこのように、その発足当時から動搖に動搖を重ねた。『支那論』の「緒言」は、「支那の時局は、走馬燈の如く急転変化して居る」という一文から始まっている。

湖南はこれに続けていう、この時局に対して何らか意見を立てようとする人は、いかなる中国通でもしばしばその予測が外れて、茫然となる始末である。その原因の一半は、袁世凱を始めとする政客たちに一貫した方針がなく、たえずグラグラしていることにある。しかも、現代世界はすでに人間の能力を平均化する方に傾き、一人の天才によって政治が指導されるという段階ではなくなっている。ことに中国はそうである。

数千年前からして已に国土人民の広大な自然発動力が、爾来の有名な治者の能力を超越して居た国が、今日に於て、其の自然に傾いて行く惰力に順つて、政策を立てる以上の事を、何人が為し得るであろう。さうすれば今日支那を統治すべき最善の政策は、其の国情の惰力、其の国土人民の自然発動力が、如何に傾いて居るか、ドチラへ向かつて進んで居るかといふことを見定めて、それによりて方針を立てるより他に道あるべしと思はれぬ。

ここにいう、「国土人民の自然発動力」とか「国情の惰力」といった言葉は、現代ではあまり用いられない表現であるが、要するに、当該社会が内蔵する、個人性を越えた歴史形成力を意味するのである。

さらに続けて湖南はいう。

此の惰力、自然発動力の潜運黙移は、目下の如く眩しいまでに急転変化して居る際に在つても、其の表面の激しい順逆混雑の流水の底の底には、必ず一定の方向に向つて、緩く、重く、鈍く、強く、推し流れて居るのである。此の潜流を透見するのが、即ち目下の支那の諸問題を解決すべき鍵である。

歴史の表面においては、その激流はあるいは真直ぐに、あるいは逆方向に、さまざまの混乱を見せるのであるが、その底部には、

必ず一定の方向に向う流れがある。それは決してスピーディでもなければシャープでもない。「緩く、重く、鈍く、強く」、しかし確実に一定の方向を指している。この潜流を洞察するのでなければ、中国の将来に対する的確な判断は難しいといふのである。

『支那論』はまさに、辛亥革命後の中国の進路を、この「惰力、自然発動力」を根拠としてとらえようとする試みであった。

それでは、この「惰力、自然発動力」とは、具体的にはどういふものであったか。本稿はこの問題を明らかにし、併せて湖南の中国史理解の基本構想に迫ろうとするものである。

二 共和制中国と郷団自治

『支那論』は、「緒言」および、一、君主制か共和制か 二、領土問題 三、内治問題の一（地方制度） 四、内治問題の二（財政） 五、内治問題の三（政治上の徳義及び国是）の五章から成っており、巻頭には、出版に当たつての「自叙」が掲げられている。『新支那論』は、『支那論』刊行の十年後、一九二四年に再び全面的に中国論を展開したものであつて、一、支那対外關係の危険 二、支那の政治及び社会組織 三、支那の革新と日本 四、自発的革新の可能性 五、支那の国民性とその経済的变化 六、支那の文化問題 の六章から構成される。この書にも刊行の

事情を述べた「自序」が巻頭に付せられているが、当時、中国では排日運動が激化しており、この情勢に立ち向かつて、中国の将来を論じたのである。湖南の中国論は、この他にも数多く存するが、本稿では、主としてこの両著を中心に、さきの課題につき考察を進めたい。^①

さて、『支那論』がその第一章において、君主制か共和制かを、現下における最重要問題として取り上げたのは、直接には袁世凱の独裁政治が帝制復活を志向していることを警戒したためであるが、清朝倒壊後の中国が共和制に向かうのは歴史の大勢であるというのが、その結論である。その論拠は湖南個人の主観によるのではなく、悠久の歴史にこれを求めるのである。本章の冒頭にいう、「将来の支那が君主制となるか共和制となるかは、最も重大なる問題であつて、之を解決するには、歴史の精神に通達し又歴史の形跡を超越するの作用を要する」と。

君主制か共和制かは、当時の国際的な議論のテーマであつたが、湖南は、単に今日的な見地で選択さるべきではなく、歴史的な観点で、しかも個々の歴史現象を超えた原理的な立場で考量すべきだといふのである。この提言ののち、彼は、中国史の時代区分について、自説を展開する。その趣旨は、のちに『支那近世史』で講述しているところと、大局において変わりはない。今日私たちが

が熟知している湖南の時代区分説は、まさしく中国の将来をどう考えるかという現実の問題と不可分の関係にあつたのである。

その詳細については省略するが、要するに、中国史は、貴族政治の時代（上古・中世）と君主独裁政治の時代（近世）に二分し得る。（この前者より後者への移行が、いうまでもなく唐宋の変革である。）前者においては、君主の地位は貴族の中の一つの位にすぎなかつたが、君主独裁政治では、君主は万民に超越して君臨する存在となる。したがつて、君主独裁政治下の官僚は、自己の固有の権力をもたず、為政者として完全な責任を負わない。中央官は天子の秘書役にすぎず、地方官は任地を転々とする渡り者の徴税官にすぎない。ちなみに、この時代、本籍地回避の制によつて、地方官はすべて他郷出身者であつた。かくて地方官は、その管轄する地方に対して行政上の責任感に乏しく、行政の実務を握っているのは、人民に直接している胥吏層であつた。地方行政の窓口位置する胥吏には悪徳の行為が少なからず、人民の生活に弊害をもたらしたが、人民上がりの胥吏の台頭は、人民の政治参加の端緒ともいふことができる。すなわち、「若し其の人民に近い一階級（胥吏を指す）を排除すれば、直に人民に勢力が帰着すべき瀬戸際になつてきて居つた」（『支那論』一）のである。

つまり、貴族政治の消滅は、君主独裁政治を生むと同時に、人

民を貴族の支配から解放する結果となり、居住権や土地所有権など人民にも幾らかの権利が認められるようになった。君主独裁政治と人民の地位向上とは、いわば盾の両面である。この両面を歴史性として併せもつのが、宋代以後清朝に至る「近世」時代であるが、その約千年の間に行われた君主独裁政治は、平時においては理想の政治形態であるとしても、内憂外患に際しては、これに有効に対処し得ない。殊に対外関係の頻発する現今においては、政局に当たる大官が責任を負わず、一時遁れをするために、国難を拡大し、ついには清朝の衰亡を来したのである。清朝が倒壊した今日、君主独裁政治を再興することになると、また同じ弊害に陥らざるを得ない。たとい一時元に戻ることがあっても、それは永続すべきものではない。その間の認識を、湖南はつぎのように表現している。

一方には人民の力が漸々伸びる傾きになって来て居る。其処へ（外国との接触によって——引用者）共和政治の思想が入ったのであるから、実はまだ人民の政治上の知識の準備としては、共和政治を組織するには十分でないけれども、兎に角元の貴族政治に復するよりか、新しい政治に入る方が自然の勢ひなので、それで今度の革命と云ふものが、支那の状態から見ると突飛なやうであるけれども、新しい局面に向かっ

て進んできたのである。（『支那論』一）

こうして、湖南は中国は共和制に向かつてゆくのが自然であるという。歴史の「惰力、自然発動力」がそこへ向かっているというのである。

こう見てくると、ここにいう「惰力、自然発動力」とは近世社会に入つて端を開かれた人民の力の向上が、君主独裁体制を乗り越えて伸長してゆく、その歴史の必然性を指すと考えて誤りないであろう。ただ右の一節にもあるように、人民の力はまだ直ちに共和政治を組織するという所までは至つておらず、そこはかなりのギャップがある。湖南はつねにこのギャップを意識しつつも、共和制中国の可能性をそこに賭けてゆく。それについては後述することにするが、それではこの人民の力は、即自的にはどのような姿において把握できるのであろうか。

湖南によれば、上述したように、君主独裁政治下の地方行政では、渡り者の地方官は、「其の任期の間だけ首尾能く勤めて、租税を滞りなく納め、或は盜賊も出ないと云ふやうなことで済めば宜いとしたのであって、地方の人民の利害休戚と云ふやうなものは念頭に置かない」（『支那論』三）。「それが為め、地方の人民と云ふものは全く官の保護を受けると云ふ考えは無くなつてしまつた」（同上）。「地方の人民にとつて総ての民政上必要なこと、例

へば救貧事業とか、育嬰の事とか、学校の事とか、総てのことを皆自治団体の力ですといふ事になって来た。「中略」甚だしきは警察の仕事までも、各自治団体で自治区域の兵を養ふ」（同上）。乾隆・嘉慶の際の白蓮教の反乱でも、八旗も綠營もこれと戦おうとしないので、「仕方なしに地方で義勇兵を募り、それから各々自分の郷里を護ることを主として、「中略」一揆の騒動は到頭治まることになった。此の時に一揆の騒動の治まったといふのも、詰りは人民が自ら各地方を防禦するといふことからして成功したのである」（同上）^②。

つまり、近世社会に蓄積されてきた人民の力は、このように地方自治団体として具現されていると湖南はみるのである。そして湖南は、それを、「詰る所近来の支那は大きな一つの国とは言ふけれども、小さい地方自治団体が一つ一つの区画を成して居つて、それだけが生命あり体統ある団体である」（同上）と評価する。中央から派遣される知県以上の官吏は、地方社会の利害には何の関心もなく、ただ収税のために入れ代わり立ち代わりやつてくるに過ぎないというのである。

同じ趣旨は、『支那論』「自叙」にすでに述べられている。「支那に於て生命あり、体統ある団体は、郷党宗族以上には出でぬ。此の最高団体の代表者は、即ち父老である」。このことから、彼

が郷団自治と称しているのは、父系の親族団体たる宗族や地縁結合を意味する郷党（この両者は後述するようにしばしば重なり合うのであるが）で構成される地方社会であることが分かる。さらに、『新支那論』は、一層詳しい説明を与えている。

かくの如く郷団自治は支那人民の生活にとつては最も大切なる事である代りには、郷団自治に至る迄の人民の訓練は余程よく行き届いてゐる。或る地方では郷団は全く宗法、即ち家族制度の關係から来て居るものであつて、家族制度といへば、日本人はすぐ日本の封建時代の士族の生活の如きものを感じ起すが、支那の宗法はそんな幼稚なものではない。財産の相続等も分頭で、その間に家族の公産と個々の私産との區別があつて、甘く調和して居る。家族相互の救助、家廟を中心とした義田義荘といふ様なものもあり、家族が嚴然たる小さい国家を象つて居る。全く家族ばかりから成り立たない郷団でも、幾分か家族の集合と、それからそれに付属した纏まらない人民とから成り立つて居る様なもので、矢張り家族を主とした郷団と組織は変らない」（『新支那論』一）。

郷団のなかで家族關係が主要な要素になっていることを述べているが、この家族關係こそがつまり宗族であつて、宗族中心の郷団は、血縁と地縁とが重なりあつているわけである。湖南はさら

に、この地縁的結合が他郷での生活にまで応用されて、讀書人階級や商人の同郷会館が各地に設立されたことを指摘しているが、これも官の力を借りることのない自主運営によつてゐる。

湖南が共和制中国建設の基礎として最も期待したのは、実にこの郷团自治の力であつた。^③彼は、袁世凱政府の地方行政政策が本籍地回避の制を方針としてゐることを批判して、次のようにいう。

是等は明らかに改革論の退歩と謂ふべきものである。此の退歩は決して民生を基礎にして考へたのではない。詰り中央政府が専制的に傾く時には、郷官がその郷里の利益を代表して、中央政府に対抗すると云ふことが極めて統一に不便であるから、此の如き退歩論を生ずるのであるが、中央政府さへ非常な権力を握るといふ野心家が立つて居らずに、地方の利益の上に中央政府を形作ると云ふことを原則とすれば、斯くの如き退歩をせぬでも宜いのである（『支那論』五）。

そして次のように極言する。「結局此の自治的政治が出来るか否かといふことは、極端に言へば支那が存立し得るか得ないかといふ問題にも関聯するのである」（同上）と。

地方自治の実施が、これまでも試みられなかつたのではない。清朝末年に各地方でいろいろと実行されている。しかしそれは失敗に終わった。それは、当局者が「その管内に自治制を施行した

といふことを早く誇らん爲に、単に欧米国若しくは日本の制度を翻訳的に施行しようとした、そこに自治制の弊害が現れてきたのである」（同上）。このようにして上から作られた自治団体を利用して食い物にする徒輩が横行する結果となつたのである。湖南の考えでは、中国の改革は、あくまで中国社会が歴史的に作り上げてきた力によらなければならぬ。なぜなら翻訳的の地方自治も、袁政府の専制政治も、人民に対して弊害をもたらすだけだからである。「それ故此の昔から存在してきた所の自治団体を根柢にして、旧來の習慣を斟酌し、其の上に新しい自治制を築き上げれば、自治制も立派に成功すべきものであつたのである」（同上）。

中国社会の内部から近代国家を創出しようとする構想は、湖南の前にも、先覚があつた。その一人として、湖南は変法派の馮桂芬を挙げている。^④

清末の先識者たる馮桂芬といふ人は、宗法を復することを以て、自治団体の組織を完成させんと論で、山東・山西・江西・安徽・福建・広東の各省は、一族の団体で割拠して居るが、其の強い宗族が横暴をするといふ弊害もあるけれども、其の利用の方法によつては、自治の基礎を立てることが出来るといふことを認めて居る。江蘇・浙江などのやうな商工業の發達した地方は、之とは趣を異にして居るけれども、是も

支那に已に發達して居る同業組合の組織、農村の保甲制度などを基礎としたならば、決して自治制の行はれないといふことはない。その上に郷官制度にして、知県以上の官吏も地方の利益に同情を有つこと、なれば、始めて数千年來の積弊が一掃されて、支那人民の救済が出来るのである。此の大なる利益は、統一力の薄弱とか、國勢の一時不振とかいふこと位に換へられないと思ふ（『支那論』四）。

湖南はここでも郷团自治を基礎とする新國家建設の必要を力説しているが、果たして旧來の郷团自治が、そのまま共和制中国を担うことが出来るのであろうか。そもそも近代國家としての共和制中国を建設するためには、國民の愛國心が必須のものとなる。まず、政局に当たる者が國家の運命よりも役得による私利の追求を優先させるといふこの千年の弊風を打破しなければ、新國家の成立は覺束ないであろう。湖南はこれを「政治上の德義心」とよんで、『支那論』『新支那論』の至る處でこれを強調している。もしも、その政治上の德義心を確立し得ないとすれば、中国には近代國家として國際社会の一員に加わる資格がない。その場合は、列強の國際管理の下に置かれることになつても、致し方ないであろう。むしろ人民にとつては、德義なき政治ゲームに明け暮れる現下の政情に左右されるよりは、その方がずっと平和で幸福な生

活を送ることが出来るであらう、とまで断言している。

湖南の中國論が日本の中國侵略を正当化したといふ非難は、彼のこうした論調からも来ているのであろう。しかし彼はあくまで中國の近代國家としての自立を熱望していたのであつて、國際管理論は、その自立の見込みのない場合のやむを得ざる收捨策として提出されていたことを知るべきであらう。この点については、稿を改めて検討したいと考えるので、これ以上立ち入らないことにするが、^⑥ともかく「政治上の德義心」こそ、新國家の第一条件と考へていたことは確かである。

ところで、湖南が最大限の期待を寄せた郷团自治にしても、國家の興廢に対する自覚があるわけではない。「父老なる者は外國に對する獨立心、愛國心などは、格別重大視して居る者ではない、郷里が安全に、宗族が榮榮して、其日其日を楽しく送ることが出来れば、何國人の統治の下でも、柔順に服従する」（『支那論』自叙）。郷团の統率者たる父老さえこのような状態にある。郷团がその狹隘さを脱して、日々の生活と國家の運命とが、人びとの意識の中で結びつく可能性はあり得るのであろうか。湖南はそれについて決して樂觀的ではないが、つぎのようにもいう。「今日の支那の人民の愛國心が如何なる程度にあるにしても、結局其の低い愛國心に訴へるより外に途がないので、幸ひにも革命を起こし

た各省、例へば江南地方とか、広東とか、湖北とか云ふ地方は、

矢張り革命を起すだけに、最も人民の智識も進歩して居つて、国家に対する義務も辨へて居るのである」(『支那論』四)。ここに

は、現実の危機をのり越えようとする行動が人びとに外界への眼を開かせるといふ認識がある。湖南がしばしば語る曾国藩の湘軍の歴史的経験もまた、郷団がその狭隘さを打ち破つて、国家の危機を救つた貴重な例である。湖南によれば、湘軍が太平天国に対して威力を発揮したのは、その軍隊が郷党の師弟家族の關係によつて構成され、官軍に見られない自発性を具えていたからである。そこで、「全く郷団の信義と父兄子弟の關係といふ様なものから、

軍隊も成り立ち、政治も成り立ち、それによつて大乱を平定した位であるから、政治も郷団自衛を必要とする迄、今日の支那の腐敗が徹底すれば、曾国藩の如き天才をも出して、外国の政治を真似せずとも支那人は自国に必要で、自国に最も適当な真政治を編み出し得るかも知れない」(『新支那論』四)と述べるのである。^⑦

しかし、湘軍は過去の経験例に過ぎない。郷団が政治の世界から独立して存在してきたことは、郷団がそのまま政治勢力となりたがたいことを意味する。右の一節で「曾国藩の如き天才」といつているのは、郷団を政治勢力たらしめる人物のことであらう。しかし湖南は、さらに現代の方策を提案している。それは、経済発

展によつて社会の革新を図ることである。

これには中国の工業化を推進すべしとの論があるが、湖南はそれは現状では困難であるとし、むしろ新しい科学の知識をもつて原料産出国として立ち、「それによつて民衆の富力を増し、其の民衆が督軍等の圧迫に対して自然に抵抗力を生ずる様になつて来て、民衆自身が其の統治の機関を郷団に限らずして、これを一省乃至は支那全体に及ぼす様になることを希望するのである」(『新支那論』二)という。つまり、各地の郷団が原料生産地として開発され、それによつて富裕化した民衆が軍閥の収奪に抵抗して自らの政治勢力を形成してゆくことを期待するのである。

ここにいう新しい科学の知識とは、先進国のそれを導入することであろう。『新支那論』の時点では、先進国日本の援助が必要なことを、とくに強調する。「既に旧組織を革新した経験のある日本人が、其の経験によつて支那の経済組織の基礎からして立直していく必要があるので、日本人が支那改革に対する使命なるものは、即ち此処にあるのである」(『新支那論』三)。

湖南によれば、この日本人の使命は、すでに事実上実践されつつある。日本国家の庇護を受けない日本の小商人たちが、困難を犯して中国の内陸地方にまで入りこみ、中国民衆との間に、仲買商人を介さぬ直接取引を行なつてゐる。こうした商業活動が従来

の特権的商業を打破し、人民とくに農民を直接豊かにし、ひいてはそれが彼らの政治的自立をうながし、特権商人の背後にある軍閥の支配を克服してゆくのではないかと期待した。湖南は当時激化した日貨ボイコット運動を、中国民衆の真の要求から出たものでなく、むしろ特権的商業と深く関わっているものとして、これを無視することを主張した。そのこともまた、彼が中国の民族主義に否定的で、日本の侵略に加担したという見方を生むのであるが、その真意があくまで中国民衆の政治的自立を切望することにあつたことは、すでに述べたとおりである。

ともかくも、湖南の郷团自治論は、近世以来、政治と無関係にあつた民衆が自らの力で政治に干預してゆく場をそこに求めたものであつた。しかしながら、その道は決して容易ではない。「斯くの如く支那の政治といふものと社会組織とは、互に関係を持たなくなつてゐること久しいものであるから、今日にあつて支那人が真に民衆運動を起こすとか、国民の公憤といふ様な事は根柢から起らう筈がない。今日尚か、る形式をとつて活動してゐるものがあるならば、それはいづれ賈物の煽動から起こつたものであると判断して差支がないのである」(『新支那論』二)。この発言が一九二四年のものであることに、特に注意したい。五四運動からすでに五年を経たこの年、第一次国共合作が成立した。その基礎

は国民党の「連ソ・容共・扶助工農」方針の決定にあつた。その前年には広東に農民協會が発足するなど農民運動の展開があつた。中国革命の新しい高まりは、すでに農民問題を戦略の視野に入れていたのである。湖南がこうした情勢についてどれだけの情報を得ていたか、今後細かく検討してゆく必要があるであろう。しかし少なくとも、湖南は、反儒教主義、家族破壊論、赤化宣伝等の思想運動について、何の効果もないと断言している。「それらの運動が何等の効力もないといふのは、支那の社会組織が進歩した共産的の家族制度から成り立つて居るが為である」(同上)。つまり、表面の政治はともかく、社会の基礎構造はしっかりしており、それに対する外側からの啓蒙運動など、何の力も發揮しえないといふのである。湖南のこの認識に対しても、さまざまの異論の生ずる余地があろう。この点に関してはもう一度後文でも触れたいとおもうが、ここでは、中国の徹底的改革は、郷团自治すなわち地方人民の自主運営体制が政治世界にまで高まってゆくことではか達成されないという湖南の固い信念を、再度確認するに止めたい。

- ① 『支那論』『新支那論』ともに、『内藤湖南全集』第五卷(筑摩書房一九七二年)に収める。以下の引用は、すべて全集本による。但し漢字は常用漢字に改めた。
- ② このことは、『溘朝衰亡論』(全集第五卷)第一講兵力上の変遷、に

も詳述する。

③ このことは、これまで多くの湖南研究において指摘されてきた。近年のものでは、ジョシュア・フォーゲル (Joshua A. Fogel) 氏の *Politics and Sinology: The Case of Naito Konan (1866-1934)* (Harvard East Asian Monographs 114, Cambridge (Massachusetts) and London, Harvard University Press) 1984 (井上裕正訳「内藤湖南 ポリティックスとシノロジー」平凡社、一九八九年) がある。本稿ではこうした従来の認識をふまえつつも、郷団自治はいかにして中国近代化の起点たり得るか、湖南がこの問題を中国史の全過程の下で考えようとしたその思惟構造を明らかにしたいと思うのである。

④ 『支那論』自序の末尾には、「余が此書の著述は、平生支那の先識者の著書及び意見に負ふ所少なからぬので、聊か記念として巻首に、顧亭林、黄梨洲、曾蔭生、胡潤之、李少筌、馮景廷六君及び余が親交ある熊秉三氏の筆跡を写真版として載せること、した」とあって、東京神田の文会堂書店から発行された『支那論』の初版本には、顧炎武、黄宗羲、曾國藩、胡林翼、李鴻章、馮桂芬および熊希齡の筆跡の写真が掲げられた。ただし全集本では省かれている。要するに、湖南の『支那論』の構想が、明末清初より清末に至る経世家たちの議論に依拠していたことが分かる。湖南がここで挙げている馮桂芬の宗法論は、『校邠廬抗議』下編「復宗法議」に載せる。

⑤ 「従来の五国借款は、尚ほ自国の財政権の独立を考へての上の借金で、同じ借金でもソコに苦心といふもの、味もあるのであるが、近日の(袁政権の) 油田及び淮河濠洲にたいする外資輸入などは、殆ど自己の存立を認めぬ借金である。〔中略〕自分は全く支那人に代わって、支那の為に考へて、此書を書いたのであるが、今日のやうな状態では、モハヤ支那の為に考へるといふ必要は、遠からず無くなるかも知れない。北清事変の際に、一時天津に都統衙門といふ者が出来て、列国の

「連合政治を行ったことがある。第二の大なる都統政治が出現すべき時機は、あまり遠いとは思はれぬ。支那人は大なる民族である、此の民族は民族として統一されて居る。又列国の支那に於ける利権も随分錯綜して居る。故に支那が急速に分割さるべき者とは、自分も思はない。但し一種の都統政治は何時でも行はれ得るのである。又此の都統政治の方が、国民の独立といふ体面さへ抛棄すれば、支那の人民に取て、最も幸福なるべき境界である。我等が本論に述べた国防の必要が、こゝに絶対には消滅する。支那の官吏よりは、廉潔に且つ幹能ある外国の官吏によつて支配されるから、負担の増さぬ割合に善政の恩沢を受ける。袁世凱を大總統にさへ仰ぐ国民が、都統政治に不満足を訴へるなど、いふことは、有り得べき道理がない。〔中略〕支那の人民に聊かなりとも政治上の徳義心があつて、自己の存立を念頭に置けば、此書の本論に論じた如き落着を見るべき者、さもなくては第二の都統政治が出現すべき者と、覚悟さへすれば、〔中略〕都統政治には、君主制、共和制の問題も不必要であるから、此書の本論に於ける第三以下(内治問題の一、二、三を指す)だけが、尚ほ攷究せらるべき者と為つて残るのである」(『支那論』自叙)。引用が長くかつたが、湖南がいかに新生中国の自立を期待していたかを切実に語るものである。なお、『全集』第五卷所収「支那の國際管理論」参照。

⑥ 拙稿「戦後の内藤湖南批判について——増淵龍夫の場合——」(未発表)。

⑦ 曾國藩の湘軍については、前掲「清朝衰亡論」第一講「兵力上の変遷」に詳述する。又『支那論』附録の「清國の立憲政治」の中で、中国における議會政治の根柢をなすものとして、一、中国社会に於ける輿論の重視 二、顧炎武や黄宗羲に見られる伝統的な民主思想 平等思想 三、そしてそれを実行した曾國藩の実績を挙げている。

三 近世以前の政治と社会組織

前節に見たように、湖南が中国の将来を論ずるに当たつて用いた手法は、決してあれこれの政治技術や個人の思惑ではなかつた。一千年にわたる歴史の潜勢力が噴出して形造るものとしての共和制中国であり、その実現の決定的なカギは、人民であり郷団自治であつた。つまり、歴史の運動を社会の基層部分からとらえるという最もラディカルな方法であつた。とすれば、湖南の中国史全体の各分期に対する認識方法も、そういうものではなかつたであらうか。本節では、こうした予測をたしかめてみたい。

前述したように、湖南は「政治といふものと社会組織とは、互に關係を持たなくなつてゐること久しい」という（『新支那論』^①）。それが近世の君主独裁政治の特徴である。とすれば、近世以前、つまり貴族政治の時代において、「政治」と「社会組織」との關係は、いかなるものであつたのであらうか。引用が長くなるが、これに関する彼の発言を左に掲げる。

昔は名族が盛んであつた時は、それらが地方に各根柢を有つて、その勢力で自然に地方が治まり、民政の最も行届いたと云ふ漢の時などは、県の下に郷官、又は郷亭の職と云ふ、即ち其の土地の名望で任命される官吏があつて地方行政をや

つて居つた。三老といふのは教化を掌り、嗇夫は訟を聴き賦税を収め、游徼は賊盜を循禁すといふので皆郷官である。それで郡県の守令は其の地方の名望ある者の言を聴き、又地方から自から属僚を選んで任命し、首尾能く民政を治めるやうにしたのであるが、隋の文帝が郷官を廢してからは、官吏といふ官吏は皆渡りものになつて、其の制度の美意が全く崩れたのである」（『支那論』三）。

このように、隋文帝の郷官廢止までは、郡県の長官は、管下の地方名望家からなる郷官や自ら招聘した属僚の補佐によつて行政を遂行していた。しかしその後は、官吏はみな渡り者になつて地方人民の休戚に関心なく、収税と治安さえ無事に果たせればそれでよしとする政風になつてしまつたといふのである。

隋文帝が開皇十五年（五九五）に断行した郷官廢止については、濱口重國の著名な論文「所謂、隋の郷官廢止について」（『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六年、所収）がある。濱口は、このとき郷官として廢止されたのは、漢代の三老、嗇夫、游徼のようないわゆる郷亭之職に当たるのではなく、州郡長官の属僚たる州官であつたと論じた。すなわち、魏晋南北朝時代には、刺史・郡守は、属僚を自ら召聘する辟召権をもつが、これが州官である。一方、刺史・郡守は同時に將軍職を帯びていて軍府

を開き、そこに属官を置いた。これを府官という。つまり同一長官が二系統の属僚を率いていたが、しだいに府官の方が優勢となり、隋に至って州官から行政上の実権を剝奪して、これを郷官と称した。地元の名譽職扱いとしたのである。ついで郷官を廃止して、府官一本建てとし、すべて中央任命によることとした。以後この体制が唐代以後も行われたのである。濱口はこの措置が君権強化に寄与したことを強調している。

州官が一時郷官と名づけられたのは、州官が多く現地の名族を起用したためであろう。しかし顧炎武『日知録』卷八郷亭之職には、漢代の三老・嗇夫・游徼、北魏の三長（隣長・里長・党長）など郷村の役職を列挙したのち、「隋文帝、心を師として古を變じ（自分の恣意によって古制を變更し）、開皇十五年始めて尽く州郡の郷官を罷む」とある。顧炎武は、漢代、三老・嗇夫・游徼などいわゆる郷亭之職が郷官とよばれていたことから、隋のこの措置における郷官もまた、郷亭之職と考えたのであろう。『通典』卷三三職官一五郷官の条に、郷亭之職と並んで隋の郷官廃止の記事を載せているので、顧炎武もこれを踏襲したのかも知れない。そして内藤湖南も顧氏の説を参照したことが明かである。

濱口が、隋文帝の廃止した郷官は州官であって、いわゆる郷亭之職ではないとしたのは、自ら言うように前人の説を訂正したも

のであって、それは鉄案というべきものであるが、その前人の中には、湖南も含まれているかも知れない。さらに推測を逞しうすれば、濱口の君権強化の説は湖南の君主独裁政治論から多くのヒントを得ているようにも感じられる。そしてまた、湖南の郷官廃止の理解は、顧氏の誤認を引き継いでいるものの、一方では、漢代の郡県の守令が現地の名族を辟召したことを指摘している部分は、後世の州官の系統に当たるであろう。なぜなら、府官は、前述したように魏晉以後のものだからである。

さて、ここでの最も本質的な点は、地方名望家が行政長官の属僚という立場で地方政治に深く関与していることであって、この点が、「政治」と「社会組織」の分離した近世と根本的に異なるところである。つまり、漢から魏晉南北朝にかけての時代、地方社会組織は、地方行政と大きく重なりあっていたことを、湖南は強調したのである。

顧炎武はまた「郡県論」を著わして、「封建の意を郡県の中に寓すれば、天下治まらん」（『亭林文集』卷之一郡県論一）と断じた。彼のその具体策は、知県を五品官としてその名を県令と改める。県令には必ずその土地の風土に習った人を任用し、その地位は世襲とする。県丞は中央吏部の選授によるが、それ以下の属僚や游徼・嗇夫の属は、県令の選択により、当県内の人を用いる

云々とある（郡県論二）。この構想の骨子が、漢制に大きな示唆を受けていることは、言をまたないであろう。湖南もまた顧氏を先覚として、基本的に同じ見方に立つ。彼らによれば、近世地方行政の無責任体制に比較するならば、漢代のそれは、理想の政治ともいうべきものであった。^④そこでは、「政治」と「社会組織」

（郷亭）とが一致していた。この一致は、隋の郷官廃止まで、曲がりなりに維持されていたと湖南は見るのであろう。とすれば、この「政治」と一体化した「社会組織」は、どのような構造的特質を具えていたのであろうか、

「政治」と「社会組織」を媒介するものは、地方の名族である。その媒介を可能にするのは、名族自身の存在様式にあると考えなければならぬ。湖南は中国特有の厳格な家族制度について述べたのち、「支那の名族は此のやうな嚴重な家族制度の意味を有て、相續して来たのであるから、それで官爵も封土も無くても、依然として名族の地位を維持して来たのである」（『支那論』一）。つまり優越した家族に属することがそのまま社会的地位を形成することになるのであるが、このことは、当時の家族制度が単なる私的生活の様式ではなく、すぐれて社会の組織原理であったことを示している。

このような「社会組織」としての家族制度は、地方社会統合の

力となったばかりでなく、君主のあり方をも規定した。「斯う云ふ有様であるから、君主の地位と云ふものは、各階級の上に超越した所の絶大の権力でもって各階級を支配すると云ふのではなくして、詰り貴族の間に居つて、さうして貴族と共に天下を有つて居ると云ふやうなことに過ぎない」（同上）。

湖南の貴族政治は、君主が貴族の一員として天下を治めることであつて、それは、周代の宗法封建制において典型的に現われるが、^⑤秦漢を経て魏晉南北朝に至り、最も盛行した（後述）。つまり、貴族政治の時代も上古と中世の二期に分けることができるが、右に引いた『支那論』の叙述は、主として中世の貴族政治について述べたものである。魏晉南北朝時代の名族が地方社会の指導的中心をなし、同時に、その多くは中央・地方の官僚として政界を牛耳つたことは、今日の学界において確認されている。また、名族でなければ高官に達することが困難であるという事実が、九品官人法の研究などによって、証明されてきた。これらはすべて湖南によって先見されているところである。

湖南はまた、魏晉南北朝隋唐時代の貴族階級の特徴と形成過程について、次のような論述を残している。「貴族政治は、支那では六朝から唐の中頃までを最も盛んなる時代とした。勿論この貴族政治は、上古の宗教的な氏族政治とは全く別物で、武人を中心

とした封建政治とも別種のものである。この時代の支那の貴族は、制度として天子から領土人民を与へられたといふのではなく、その家柄が自然に地方の名望家として永続した関係から生じたもので、勿論これは元來幾代も官吏を出したのに基因する。云々」

〔支那近世史〕第一章 近世史の意義。傍点引用者^⑥。これは時間的に言えば、漢代の官僚層の中から魏晉南北朝の貴族階級が形成されたことを示唆するもので、さきに述べた漢代郡県の属僚層が魏晉以降の貴族階級につながると見てもよいであろう。ともかく、漢から魏晉南北朝に至る貴族階級は、地方社会に根を下ろした名望家層にその基礎をもつというのが、湖南の基本的な考えであることは疑い得ないところである。その地方社会における貴族名望家の指導性の内実については、湖南は何も語っていない。ただ、唐の中期、兩税法の実施によって人民の所有の自由、居住の自由を認めたことが貴族制度を崩壊にみちびいたとして、次のように述べている。「豪族の兼併を防ぎたる班田収授の制行はれず、人民の私有権を認める兩税の制度が却つて貴族制を破壊することとなつた。蓋し貴族は何処の某氏と郡望をいふのが自慢であつた。瑯邪の王氏といへば、それが誇であり、博陵の崔氏といへば、必ず博陵に居らずとも名族の資格を備へて居る。人民の現在所在地、人民の現在居住地を重要視するに至れば、原籍即ち郡望を無

視することとなつた」(同上)と。これを裏からいうと、本来の貴族制社会においては、地縁と血縁が不可分の関係にあつたことを思わせるのである。貴族名望家はこうした関係の下で地域社会に影響力をもち、それゆえにまた地方官として、行政と地域との間を調整していたと考えられる。それは、「政治」と「地方組織」が関係をもつた最後の形態であつた。

(近世の)官吏は即ち天子を取り捲いた政客階級の団体である。官吏の商売と地方の安全といふことは、何の関係もなくなつて来た。これは殊に隋の時に「郷官」を廢してからだといはれて居るが、然し隋が郷官を廢したのが、既に政治が一種の階級の手に落ちたがためであつたので、殊に隋が制度上官吏の渡り者たることを承認した事になつたから、益々政治は政客の商売となつてしまつた(『新支那論』一)。

ここに「一種の階級」というのは、政客すなわち職業政治家の階層を意味することが、右の文脈から明らかである。彼らは地方人民の利害休戚とは無関係に官界を遊泳する官僚集團であつて、貴族出身であるかどうかには関わらないであろう。こうした傾向つまり地方社会から遊離した官僚集團の形成が、郷官廢止以前から進行していたと、湖南は考へるのである。

郷官廢止からおおよそ二世紀近くを経て実施された兩税法は、貴

族階級の權威の基盤であつた地方社会のあり方をも、大きく変へることになった。勿論これも、法の創制以前に状況の進行があつたわけであるが、要するに、貴族階級は、「社会組織」からますます遊離し、「政治」の側に身を寄せることでの伝統的地位を守らねばならなくなつた。

さらに根本的な打撃となつたのは、藩鎮の出現である。藩鎮の節度使は、その子を留後として朝廷に向かつて世襲を要求し、「若し又其の相続人に子が無いと、其の軍中で前の節度使の幕下に居つて人望のあつた者が、その代りに立てられると云ふやうなことが起こつて来た。其の際から幾らか親分子分の關係を生じて来て、さうしてそれが到頭養子制度のやうなものになつて、遂に家族制を打ち壊す原になつた。それで親分子分と云ふ者、支那で謂ふ義児とか乾児とか云ふことが此の時分から生じたのであつて、詰り藩鎮の武力相続からして始つたのである」(『支那論』一)。

五代に入ると、天子の位が養子によつて繼承されるまでになる。「苟くも天子と云ふものが養子を以て相続すると云ふことは、殆ど昔から無いことであつて、是は支那のやうな家族制度を尊ぶ國としては、非常な社会上の変化である。此の如き風習が一時盛んに行はれた為に、一般に支那の社会の根柢をなして居る所の家族制度と云ふものを破壊した」(同上)。本来の中国の家族制度の

原則は、男系を重んずると同時に、「相続の順序を重んずることである。それで其の一族の或る一つの家が相続者が絶えても、必ず其の血統のある一族からして相続者を捜す。さうして相続をするには、必ず其の前の亡くなつた人の卑属のものでなければならぬ」(同上)。こうした原則を守ることにおいて、日本の家族制度とは全く性格を異にする。「日本では家族制度と云ふもの、意義を正當に知らずに、単に家名の慣習を家族制度と誤解して居るのである」(同上)。唐宋・五代の社会變動は、この家族制度を破壊したのであつた。かくて家族制度に依拠してきた前代以来の名族は、このために根柢から打ち壊されたといふのである。

もつとも、湖南は、「支那の家族制が此の為に全然失はれたと云ふではないけれども」(同上)といひ、近世の郷团もまた多く家族制度によつて組織されていることを指摘している(前述)。

近世社会においても、家族制度(宗族制度)はきわめて整備された形で存続しているのである。とすれば、中世貴族制社会の基層をなした家族制度と、それはどう異なるのであろうか。湖南はそのことについて、何も述べていない。しかしこれまで縷述して来た湖南の中国史理解の枠組みから言えば、上古はもちろんのこと、中世の家族制度はそのまま政治につながり、どこかに公的性格を宿しているが、これに対し近世のそれは、行政機構の外側に作ら

れた人民の私生活のシステムにすぎないということになる。この相違を一層明らかにしてゆくことは、むしろ今日の研究者に与えられた課題である。

① 『新支那論』二は、章名そのものが、「支那の政治及び社会組織」である。

② ただし、顧炎武が自注として引いた『漢書』卷八九循吏・黄霸伝の一文「使郵亭郷官皆審雞豚」は、顔師古の漢書注によれば、「郵行書舎、謂伝文書所止処、亦如今之駅館矣。郷官者、郷所治処也」とあって、郵亭は文書送達のスーション、郷官は郷の行政事務所で、この二つの施設で雞豚を飼わせて窮民に支給したのである。つまり、この例における郷官は、字義通りに解すれば施設であつて人ではなく、郵亭の郷官と訓むことはできない。

③ この趣旨は、「支那上古史」(『全集』第十卷所収)第十章 前漢の時代(下)にも詳述されている。

④ 湖南は「支那論」一でも、また同附録の「藩国の立憲政治」でも、孟子の「天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等也」を引いて、このことを力説しているが、これは両文でいうように、黄宗義『明夷待訪録』「原臣」の説によつたものである。

⑤ 「支那近世史」(『全集』第十卷所収)第一章 近世史の意義に、「貴族政治は、支那では六朝から唐の中頃までを最も盛んなる時代とした。勿論この貴族政治は、上古の宗教的な氏族政治とは全く別物で、武人を中心とした封建政治とも別種のものである」とある。同じ趣旨をのべた「概括的唐宋時代観」(『東洋文化史研究』全集第八卷)では、「貴族政治は六朝から唐の中世までを最も盛んなる時代とした。勿論此貴族政治は、上古の氏族政治とは全く別物で、周代の封建制度とも

關係がなく、一種特別なものである」となっている。双方を比較すると、前者で「武人を中心とした封建政治」と述べているところを、後者では、「周代の封建制度」としている。発表時期からすれば、前者は大正九年(一九二〇年)の京都大学における講義ノート(受講生のもの)を補訂したものであり、(内藤乾吉氏識語)、後者は、大正十一年(一九二二年)五月発行の『歴史と地理』第九卷第五号に発表したものである。前者の補訂が何時行われたか詳らかでないが、「武人を中心とした封建政治」と「周代の封建制度」のいずれが、湖南の最終的な考えであるかは不明である。また、この両者が同じことを述べているかどうか分からない。このことへの決定にはなお検討の必要があるが、ここではとりあえず「概括的唐宋時代観」によることとしたい。

⑥ 「概括的唐宋時代観」では、「勿論これは」以下の文章がなく、その代わりに、「所謂郡望なるもの、本体がこれである」となっている。推測するに、「勿論これは云々」は、譚義の際に特別につけ加えた言葉であろうが、今日では魏晉南北朝の貴族形成に関する湖南の考えを知る上で、貴重な文言となっている。

四 結論および余論

湖南は、刻々に変転する事象の表層にとらわれるのでなく、歴史の潜流ともいべきものを凝視し、そこから中国の将来を考えたようにした。そしてその潜流とは、結局時代の基底をなすところの社会關係に他ならなかった。さらに言えば、三千年の歴史に一

貫する中国人の家族生活の歴史的展開をたどってゆくことであつた。その歴史的展開のメルクマールとなるものは、家族生活と政治との関わりであつた。前期においてそれは、貴族政治を構成し、後期においてそれは、君主独裁政治との間に相互に乖離した関係を作り出した。このうち、前期はさらに上古と中世の二期に分かれるであろう。祭政一致の上古における「政治」と「社会組織」は全き同一性の中にある。「政治」即「社会組織」だからである。しかし中世においては、「社会組織」が「政治」に関わる仕方は限定されている。少なくとも皇帝および中央機関の機能は、「社会組織」の影響を受けつつ、自立した面をもっている。^①

ともかくも、湖南はこのように通観しつつ、「社会組織」が再び「政治」と合体してゆくことが、中国の再生を可能にするものだと考えた。この湖南の構想をたどってゆくと、それがきわめて論理的に構築されていることに気づかされる。「政治」と「社会組織」をかりにA、Bとすると、貴族政治において、A、Bは全き形あるいは部分的な形で一体化している。しかし君主独裁政治の時代には、その一体化が破れ、AとBは互いに並立の関係に立つ。新生中国は、AとBとが、再び結合する姿である。それは一見貴族政治時代に似て、しかしそうではない。再結合は今やBのイニシアティブにおいてなされるのであつて、君主独裁政治の

時代に培われた人民の力、自立性がここに民主主義となつて自らを顕現するのである。

湖南の歴史認識は、言葉の本来的な意味においてラディカルであり、且つ論理的であつた。彼はその構想をひっさげて現代中国に立ち向かつたのである。ではその構想は実現したのであるうか。湖南が世を去つた一九三四年の十月、中国共産党は根拠地瑞金を脱出して大長征を開始する。以後内戦と抗日戦争の十五年を経て中華人民共和国が成立し、それからまた半世紀を経過した。湖南の構想がこの過程で実現したかどうかを検討することは、今日の中国の近代国家としてのあり方を照らし出す方途でもあろう。

その作業は本稿の主たる目的ではないが、以下に若干の事実を記して、小文を終わりたい。

毛沢東の「湖南農民運動考察報告」では、湖南地方の農民運動が土地の同族結合に大きな打撃を与えたことを述べている。毛沢東によれば、中国の男子はふつう「政権」（地主）、「族権」（宗族）、「神権」（宗教）という三種の権力の支配を受け、女子はさらにこれに「夫権」を加えた四つの権力に束縛されていた。農民運動は地域における地主の「政権」をくつがえし、それにつれて「族権」「神権」「夫権」も動揺し始める。農民協会の力の強いところでは、悪質な族長や祠堂の金の管理人は、土豪劣紳として

打倒された。この報告の書かれた一九二七年は、国民革命の昂揚期であるが、そうした政治情勢の下で、政党に指導された農民運動も高潮期にあり、地域の郷团组织まで「革命」の対象となつたのであつた。

湖南地方におけるこの状況を以て全般を概することはできないが、中国共産党の勢力下にあつた農村では、階級区分による新たな村落編成が、旧来の宗族結合を大きく揺るがしたことは、疑いなくであらう。

この路線は四九年以降も引き継がれ、宗族制は壊滅的打撃を受けたといふ^②。これに代わつて生まれた新農村体制が、五八年より発足する人民公社である。人民公社は、それまで合作社運動によつて推進されていた農業の集団化を、一気に完成させたものである。人民公社はいくつかの生産大隊から成り、その下部組織には生産隊がある。生産大隊は、ふつう戸数二、三百戸の「村」を改組したものであり、人民公社は従来の「郷」（時には「県」）に相当する。人民公社は、「政社合一」すなわち国家行政の末端である郷政府と、農業を中心とする農民の生活組織とを統合したもので、生産のみならず行政・教育・軍事（民兵）と、社会機能の全般を担つた。

このような人民公社の構造と機能は、まさに「政治」と「社会

組織」の結合を具現するもので、内藤湖南の期待した郷团自治の発展が新しい形式において実現しているかに見える。しかしながら、この結合が真に郷村の自立性によつて成り立っていたかどうかという点になると、それは大きく否定の側に傾かざるを得ない。なぜなら、人民公社は国家組織の単位であつて、国家目的に奉仕することを第一義としたからである。そうでなければ、あの「大躍進」の悲劇、とりわけ餓死者一五〇〇万とも二〇〇〇万ともいわれる五九年以後数年間の大惨事を引き起すことはなかつたであらう。その後、農民側の自立性を取り入れた調整が試みられたが、基本的性格は変わらず、八〇年代初頭に至つてこの制度自体が崩壊し去つたのである。

人民公社に代わつて、各農家の請負耕作制度が普及し、今日に至つているわけであるが、この変化は、一方で郷村の管理機能を弱体化させてしまった。そこで新たに試みられたのが、郷政府の確立と村民委員会の設置である^③。村民委員会（以下村委会と略称）はこれまでの生産大隊に代わる運営組織であり、八二年の改正憲法において、その役員は村民の直接選挙によることが規定された。八八年から約十年間、各地で村民選挙を試行的に実施したのち、九八年、「村民委員会組織法」が正式に公布された。そこに至るまでには、全国人民代表大会でかつてなく激烈な討論が行

われたという。^④

もつとも、この法によって中国民衆に地方自治権が保証されたわけではない。これは村民内部の自治であつて地方自治ではないという。村民がこの法によって獲得した自治権は、きわめて制限されている。まずこの法には、共産党の指導を受けることがうたわれている。具体的に言えば、村委会は村内の党支部の指導の下にある。すなわち、村委会の決定が村党の方針に合致しない場合どうするかという問題が、つねに潜在しているわけである。^⑤

同じく党の指導を受けている上部の郷政府との調整も、避けられないであろう。郷政府は、上級の省、県などの政府と共に國務院の行政系統に属しており、このようにして村委会は、党と政府の両面から、中央集権支配の圧力と制限を受けるのである。

しかし、農民たちが自己の意志によって、日常生活に関わる運営機関を選出し得るようになったことの意義は、決して看過できないであろう。おもうに、中央集権政治は、必然的にその対極に民衆の自主的な生活空間を作り出す。中国各時代の歴史は、私たちにそれを教えてくれるのであるが、村委会法の成立も、まことに微弱ながら人民の自由な世界が萌え出ていることを示唆している。^⑥ その宗族組織と新しい農村運営とのからみあいも、さま

ざまな現実問題を生んでいるという。^⑦

今後、八億の農民たちは村委会の役員を、どういう基準で選ぶのであろうか。村委会の活動が近隣の農民との連帯を生み出すことはないであろうか。それがさらに郷政府の行政を規定してゆくことは考えられないであろうか。中国の真の近代化の指標となり得るものは、必ずしも市場経済の発展だけではないであろう。地方自治の確立と伸長に期待した湖南の構想は、まだ過去のものとなっていないことを痛感するのである。

① 「この漢時代位は、天子そのものは既に一種の政客化して居ったので、中央政府は天子といふ政治商売人の使用人が取捲いて居ったが、地方官はまだ真面目に商売気をはなれて民政をやるものがあつた」(『新支那論』一〇)。これは、「政治」が部分的に「社会組織」から自己を超越させてゆくすがたであろう。

② 馮爾康等『中国宗族社会』（浙江人民出版社、一九九四年）三一八頁。

③ 徐勇『中国農村村民自治』（華中師範大学出版社、一九九七年）二六一―二七頁。

④ 前掲『中国農村村民自治』三六頁。

⑤ 「中国農村村民自治は人民群衆自治、而不是地方自治。村民在村内擁有的自治權是有限、這就意味着村内的政治資源由不同的政治角色所控制。因此、村民自治運作除受社区外部政治環境的影響外、還与社区内部的政治結構密切相關。（中略）与人民公社時期的大隊不同、村民委員會不是生產管理組織、而是群衆自治組織、属政治組織。村内因此存在着村黨組織和村委会兩種不同性質的政治組織。由這兩種政治組織

的組合形式所形成的社区政治結構直接影響着村民的政治運作。中國共產黨是執政黨。根據中共中央文件，在農村基層組織中，黨組織居核心地位。這就意味着包括村委會在內的其他組織要接受黨組織的領導。黨組織如何實現對村委會組織的領導，對於村民自治有着至關重要的作用（前掲『中國農村村民自治』一六四—一六五頁）。

⑥ 前掲『中国宗族社会』三二八頁以下。

⑦ 前掲『中国農村村民自治』下篇「浸潤在家族傳統文化中的村民自治——湖南省益陽市秀村調查」は、その実例を示している。

（京都大学名誉教授

）